ACSES ニュースレター_２０４２号（2021 年 2 月 24 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（19 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇令和 3 年の労働災害発生状況（令和 3 年 2 月）〈厚生労働省〉
◇事故、事件の続報
・旭川医大学長の解任請求へ　教授ら有志、選考会議に〈Web 報道〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・令和 3 年全国山火事予防運動の実施について〈農林水産省〉
・エレベーターが奪った息子の命　母親「安全に生かして」　15 年前、扉開いたまま急上昇　「二重ブレーキ」設置進まず〈新聞報道〉
□大災害、原発事故対策
[福島原発事故]
・福島県沖 クロソイから基準超の放射性物質 出荷を停止〈放送報道〉
・福島第一原発 1 号機 原子炉格納容器の圧力低下 13 日地震影響か〈放送報道〉
・地震影響 福島第一原発 原子炉の格納容器 水位低下傾向続く〈放送報道〉
・福島第一原発の地震計 去年 7 月に故障も修理せず 東京電力〈放送報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇マスコミ報道　見出し
[3] 国際規制物資の使用等に関する規則の一部を改正する規則（原子力規制委員会規則第１号）〈官報〉
[4] 液化石油ガス保安規則等の一部を改正する省令（経済産業省令第５号）〈官報〉
[6] 食品安全衛生関係
◇酒類の保存のため物品を混和することができる酒類の品目等を定める等の件の一部を改正する件（国税庁告示第 4 号）〈官報〉
[7] 温暖化対策関係
◇脱炭素、目標達成度で支援優遇　経産省、2 兆円基金の運用〈Web 報道〉
◇エアコン大の「どこでも CO2 回収装置」　九州大が挑む〈新聞報道〉
[8] 環境安全関係
◇川が汚れてから住民気づく…太陽光発電巡りトラブル続発、条例で規制も〈新聞報道〉
[9] その他省庁発表　　４件
[10] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
[開催案内]　12 件　　[開催記録、報告、資料等]　１件
[11] その他
◇インフルエンザ、感染症関係：３件　　◇その他：１件
[付録]
◇「初回無料」のネット通販、解約しない限り高額請求の被害続出…刑事罰導入へ〈新聞報道〉

黄楊（ツゲ）

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇令和３年の労働災害発生状況（令和３年２月）

＜厚生労働省　2021 年２月 22 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=V6-lv_1JavrMUFPFY

令和３年における労働災害発生状況（速報）

業種、事故の型別死亡災害発生状況（令和３年）

	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	踏抜き	おぼれ	高温・低温物との接触	有害物との接触	感電	爆発	破裂	火災	交通事故（道路）	交通事故（その他）	動作の反動・無理な動作	その他	分類不能	合計
全産業	12	1	0	3	5	3	5	0	0	1	0	1	0	0	0	0	6	0	0	0	0	37
製造業	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
鉱業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
建設業	8	1	0	0	4	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	18
交通運輸事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
陸上貨物運送事業	2	0	0	2	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	9
港湾運送業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
林業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業、畜産・水産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第三次産業	2	0	0	0	0	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	6
商業	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
うち小売業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
金融・広告	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通信	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保健衛生業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち社会福祉施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
接客・娯楽	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
うち飲食店	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
清掃・と畜	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警備業	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

――――――――――――――――――――

◇事故、事件の続報

・旭川医大学長の解任請求へ　教授ら有志、選考会議に

＜共同通信　2021 年 2 月 22 日＞　https://www.47news.jp/news/5882220.html

北海道旭川市の旭川医科大が新型コロナウイルスの軽症患者の受け入れを求めた病院長を解任したことを巡り、同大教授らによる有志団体が 24 日にも学長選考会議に吉田晃敏学長の解任を請求する方針を固めたことが 22 日、団体関係者への取材で分かった。

同大の「学長解任規程」は、大学理事や専任教員ら約 400 人の過半数から請求があれば、学長選考会議が解任の審査をすると定めている。団体によると、22 日現在で過半数の 207 人の署名が集まったという。

学長選考会議は解任を決めた場合は国立大学法人法に基づき文部科学相に申し出て、文科相が是非を判断する。

◇事故・事件対策、措置、訴訟等

・令和 3 年全国山火事予防運動の実施について

＜農林水産省　2021 年 2 月 22 日＞　https://www.rinya.maff.go.jp/j/press/hogo/210222.html

「令和 3 年全国山火事予防運動」：3 月 1～7 日

統一標語：「あなたです 森を火事から 守るのは」

・エレベーターが奪った息子の命　母親「安全に生かして」　15 年前、扉開いたまま急上昇　「二重ブレーキ」設置進まず

＜京都新聞　2021 年 2 月 22 日＞　https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/506414

普段、何気なく利用するエレベーター。便利な乗り物だが、ひとたび事故が起きれば、人命を脅かす凶器に変わる。15 年前のエレベーター事故で息子を亡くした市川正子さん（68）は、利用者の命を守る「安全装置」の設置が進まない現状を心配する。

2006 年 6 月 3 日夜、東京都港区の公共賃貸マンション 12 階で市川さんは野球の練習でおなかをすかせて帰ってくる高校 2 年生の息子を思い、食事の支度で台所に立っていた。換気扇の音に交じり、かすかにパトカーの音がし、救急車の音も重なる。だんだん近づき、マンションの下に止まった。胸騒ぎがするなか、警察官が事故を知らせた。

大輔（ひろすけ）さん=当時（16）=がエレベーターから降りようとしたところ、戸が開いたまま、急上昇し、乗降口の上枠とかごの床部分に挟まれたのだ。救出活動が始まっていたが、「なかなか助け出せない状況に息子の名前を呼び続けることしか出来ませんでした」と沈痛な面持ちで振り返る。

■「中学校の先生に」夢絶たれ

通っていた高校の野球班の日誌には、大輔さんが書いた文章が残されていた。甲子園の予選に向け「夏までもう時間がなくなってきた。いかに自分に厳しくできるかが一日を生きるのに大切なことだと思う。限られた一日という時間を他人に優しく自分に厳しくできるように、そしてその一日が有意義であるようにすごして行きたい」。将来は中学校の先生になりたいと希望していたが、その夢も絶たれた。

正子さんは夫の和民さんとともに、高校の保護者や大輔さんの友人らに支えられ、事故原因の解明をはじめ、再発防止のためにエレベーターの安全対策などの要請や署名活動を続けてきた。

事故後、国土交通省は建築基準法施行令を改正。2009 年 9 月 28 日以降に新設のエレベーターについては駆動装置や制御器に故障が生じ、戸が開いたままかごが昇降した場合に、かごを自動的に停止させる「戸開走行保護装置」（二重ブレーキ）の設置を義務付け、一歩前進した。

その後、和民さんは 59 歳で病気のために他界。悲しみは重なったが、正子さんは「突然、理不尽に奪われた息子の命です。人の命を第一に考える社会にしたい。安全にし続けることに終わりはありません」と話す。

その大きな理由は、2009 年 9 月 28 日より前に設置された既設エレベーターには戸開走行保護装置の設置が義務付けされておらず、改修が進んでいないからだ。

■「7 割超」が二重ブレーキを未設置

昨年末に公表された国交省の調査によると、直近の 2019 年度に定期検査報告が行われた全国のエレベーター約 72 万台のうち、戸開走行保護装置が設置されていたのは約 26％にすぎない。国交省は改修費の補助制度やリーフレットを作るなど、所有者らに設置を呼び掛けているが、7 割を超えるエレベーターに、まだ付けられていない。

併せて、正子さんは行政や所有者、管理者、メーカー、保守点検業者のエレベーターに関わる全ての人が技術情報や安全情報を共有するなど徹底した連携と協力や、戸開走行事故時に一刻も早く救助できるように油圧ジャッキを用いた救出訓練も求める。

事故以来、15 年近く自宅の 12 階まで往復 528 段の階段を上り下りしてきた。どこでもエレベーターを使っていない。「乗ることができないのです。意識してというより、体が動かない」と言う。

これまでに、民事訴訟で和解したマンション所有者の港区が、大輔さんの命日を「港区安全の日」に制定するなど安全対策に取り組み、改善された面はあるが、全国的にはまだまだ不十分である。

エレベーターは、小さな子どもからお年寄りまで、誰もが利用する生活に身近にある乗り物だ。

「ひとたび戸開走行事故が起きると、命に関わる重大事故につながります。社会全体に周知されていないもどかしさと焦りがありますが、支援者に感謝しながら、息子の命を利用者の安全に生かしていきたい」と、正子さんは力を込める。

□*大災害、原発事故対策*

[福島原発事故]

・福島県沖 クロソイから基準超の放射性物質 出荷を停止

＜NHK　2021 年 2 月 22 日＞

https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210222/k10012880681000.html?utm_int=all_side_ranking-social_001

福島県沖で行われている試験的な漁で、22 日に水揚げされたクロソイという魚から、基準を超える放射性物質が検出され、福島県漁連はこの魚の出荷を停止しました。福島県沖の漁で基準を超える放射性物質が検出されたのはおよそ 2 年ぶりで、去年 2 月には、すべての魚種で出荷制限が解除されていました。

福島県漁連によりますと 22 日に新地町の沖合 8.8 キロ、水深 24 メートルの漁場でとれた、クロソイという魚から放射性物質が検出されました。

県の研究所で詳しく測定した結果、放射性セシウムの濃度が、1 キロ当たり 500 ベクレルと、国の食品の基準である 1 キロ当たり 100 ベクレルを上回ったということです。

県漁連がより厳しく定めている 1 キロ当たり 50 ベクレルの自主基準も超えていたことから、県漁連は安全性が確認できるまでクロソイの出荷を停止することを決めました。

今後、国の原子力災害対策本部がクロソイの出荷制限を指示する見通しです。

クロソイの水揚げ量は去年 1 年間で 3 トンと、福島県沖で行われている試験的な漁全体の水揚げの 1%未満だということです。

国の基準を超える放射性物質が検出されたのは、2 年前の 2 月にエイの仲間の魚コモンカスベで検出されて以来で、去年 2 月には福島県沖のすべての魚種で出荷制限が解除されていました。

県水産海洋研究センター「原発港湾内で魚出入りの可能性も」

福島県沖の魚介類の放射性物質の濃度を継続的に測定している、福島県水産海洋研究センターによりますと、検出される値は原発事故直後に比べて大幅に低下しています。

去年は 1 年間で 4261 検体の魚を調べましたが、国の基準となっている 1 キログラム当たり 100 ベクレルを超えたものはなく、99.9%が検査装置で検出できる限界の値を下回ったということです。

クロソイについても 50 検体を調べましたが、すべてが検出限界を下回ったということです。

一方で、東京電力が福島第一原発の港湾内で、調査のためにとったクロソイからは、おととし、1 キログラム当たりおよそ 900 ベクレルの放射性物質が検出されたこともあったということです。

東京電力は港湾の出入り口に、魚の出入りを防ぐ網を設置していますが、県水産海洋研究センターでは何かしらの理由でクロソイが外に出た可能性もあるとみて、基準を超える放射性物質が検出された原因を調べています。

福島県水産海洋研究センター放射能研究部の神山享一部長は「新地町沖の海水や海底の放射性物質の濃度が低いことを考慮しても、ここまで高い数値の放射性セシウムが検出された理由は分からないというのが本音です。福島第一原発の港湾内で魚が出入りしている可能性も視野に入れながら、原因を調査していきたい」と話しています。

・福島第一原発 1 号機 原子炉格納容器の圧力低下 13 日地震影響か

＜NHK　2021 年 2 月 22 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210222/k10012879721000.html

廃炉作業が行われている福島第一原子力発電所1号機で、原子炉を収めた格納容器の圧力が低下していることがわかり、東京電力は、今月13日の地震の影響の可能性があるとして監視を続けています。外部への放射性物質の漏れはないとしています。
福島第一原発では、水素爆発の危険性を下げるために格納容器に窒素を常時入れて圧力を高めていますが、21日午後6時ごろ、1号機の圧力が通常の1.2キロパスカルから0.9キロパスカルまで低下しているのが確認されたということです。
1号機では今月13日の地震のあと、格納容器の水位の低下が確認されていて、東京電力では10年前の原発事故のときにできた損傷部分が水位の低下で露出し、そこから気体が漏れ出て圧力が低下した可能性があるとしています。
格納容器への注水は継続していて安全上の問題はないということです。
また、構内の放射線量を測定するモニタリングポストなどの値に異常はなく、外部への放射性物質の漏れはないとしています。
東京電力では引き続き格納容器などのデータ監視を続けるとしています。

・地震影響 福島第一原発 原子炉の格納容器 水位低下傾向続く
＜NHK　2021年2月23日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210223/k10012881251000.html
東京電力は2月13日の地震の福島第一原子力発電所への影響を22日まとめ、原子炉を収めた格納容器の水位の低下傾向が続いているとしました。原子力規制委員会は注水は継続していて安全上の問題は現状ないとしたうえで監視の強化を求めました。
福島第一原発では▼溶け落ちた核燃料を冷却するため注水をしていますが、1号機と3号機の格納容器の水位がいずれも数十センチほど下がり、その後も低下傾向にあるということです。
▼また、水素爆発を防ぐため格納容器には窒素が注入され圧力が高くなっていますが1号機では大気圧との差を計測する圧力計の値が1.2キロパスカルから0.1キロパスカルまで下がりほぼ大気圧になっているということです。
東京電力は地震の揺れで10年前にできた損傷が広がり、水位と圧力が低下した可能性があるとして、監視を継続するとしています。
▼このほか、汚染水を処理したあとの水を保管するタンク6基が地震で最大5センチずれていたこともわかりました。
ずれは設計の想定内ということで、水漏れは発生していないということです。
地震後、モニタリングポストの値に変化は見られず、外部への放射性物質の漏れは認められないとしています。
報告を受けた原子力規制委員会は核燃料の冷却や窒素注入は継続され、現状で安全上の問題はないとしたうえで監視の強化を東京電力に求めました。

・福島第一原発の地震計 去年7月に故障も修理せず 東京電力
＜NHK　2021年2月22日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210222/k10012880781000.html
今月13日に起きた地震について、東京電力は福島第一原子力発電所3号機に去年設置した地震計が故障していて地震データが記録できていなかったことを明らかにしました。これについて原子力規制委員会は、故障を把握しながら修理をしていなかった対応には問題があるとして、東京電力に理由や経緯の報告を求めました。
原子力規制委員会は22日、今月13日の地震による福島第一原発への影響や対応について東京電力から説明を受けました。
この中で、東京電力は3号機の原子炉建屋に去年3月、地震計2つを設置しましたが、その後、去年7月の大雨などで故障し、今回の地震の揺れのデータが取れていなかったことを明らかにしました。
地震計は、10年前の原発事故でダメージを受けている3号機の建屋への揺れの影響を評価するため設置したもので、東京電力は故障を把握していましたが修理を行っていませんでした。
22日の会合では東京電力は「対応が十分ではなく貴重な地震のデータが取れなかった」と述べ、対応の遅れを認めました。
これについて規制委員会は「地震の詳細な記録が取れなかったことは反省すべきで、対応に問題がある」などとして、東京電力に対してすぐ修理を行わなかった理由や経緯などについて報告を求めました。
****
[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*
[状況]
◇省庁発表

・新型コロナウイルスに関連した患者等の発生について(2月22日各自治体公表資料集計分)
＜厚生労働省　2021年2月23日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16917.html
・新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者の発生について（空港検疫）
＜厚生労働省　2021年2月23日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16919.html
・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和3年2月23日版）
＜厚生労働省　2021年2月23日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16920.html
・新型コロナウイルス感染症に関する報道発表資料（発生状況、国内の患者発生、空港・海港検疫事例）を更新しました
＜厚生労働省　2021年2月22日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=U6uhu_lNbv7IVFPBY
・国内の発生状況について更新しました
＜厚生労働省　2021年2月22日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=s0tBWxmtjh4otLIhY
・新型コロナウイルス感染症（変異株）の患者等の発生について
＜厚生労働省　2021年2月22日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16914.html
---

◇コロナ軽症化の遺伝子？　ネアンデルタール人から
＜朝日新聞　2021年2月22日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP2M63M6P2LPLZU00B.html
　新型コロナウイルスに感染したとき、症状が軽くてすむように働く遺伝子の特徴が、約4万年前に絶滅したネアンデルタール人から受け継がれているらしい。そんな研究結果を沖縄科学技術大学院大のスバンテ・ペーボ教授らが発表した。いまの日本人の30%ほど、ユーラシア大陸にすむ半数ほどがこのタイプにあたるという。
　ペーボさんらは昨年、やはりネアンデルタール人から現代の人たちが受け継ぎ、重症化のリスクを高めるとされる別の遺伝子タイプを発表している。今回は逆の働きにかかわる発見になる。
　ペーボさんらは今回、23対46本ある染色体のうち、12番染色体にある「OAS」と呼ばれる遺伝子に注目した。この場所は、別のチームが新型コロナで重症化した約2千人を分析し、症状との関係が疑われた複数の遺伝子の一つだった。
　この遺伝子でみられる特定のタイプは、クロアチアや南シベリアで見つかったネアンデルタール人でもみられた一方、現代人がもともとすんでいたアフリカの人にはなかった。現代人とネアンデルタール人は約6万年前に交雑したとされており、このときに現代人に伝わったと推定した。

◇マスコミ報道　見出し
・国内コロナ拡大、AI予測下回る　感染者と死者、米グーグルの3割
＜共同通信　2021年2月22日＞　https://www.47news.jp/news/5878935.html
・米 コロナ死者 50万人超 この1か月余りで10万人死亡
＜NHK　2021年2月23日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210223/k10012881301000.html
---

[対策・予防]
◇雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第37号）
　　［官報］　令和3年2月22日　特別号外　第16号　1～4頁
　　https://kanpou.npb.go.jp/20210222/20210222t00016/20210222t000160001f.html
---

◇新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第38号）
　　［官報］　令和3年2月22日　特別号外　第16号　4～ 6頁
　　https://kanpou.npb.go.jp/20210222/20210222t00016/20210222t000160004f.html
---

◇省庁発表
・新型コロナウイルスに関するQ&A（労働者の方向け）を更新しました。
＜厚生労働省　2021年2月22日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00018.html

・新型コロナウイルスに関する Q&A（企業の方向け）を更新しました。
＜厚生労働省　2021 年 2 月 22 日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00007.html
・新型コロナワクチンの有効性・安全性について
＜厚生労働省　2021 年 2 月 22 日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_yuukousei_anzensei.html
・新型コロナワクチンについて
＜厚生労働省　2021 年 2 月 22 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html
・新型コロナワクチンの副反応疑い報告について
＜厚生労働省　2021 年 2 月 22 日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_hukuhannou-utagai-houkoku.html
・新型コロナワクチンの接種実績
＜厚生労働省　2021 年 2 月 22 日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_sesshujisseki.html
・医療従事者等への接種について
＜厚生労働省　2021 年 2 月 22 日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_iryoujuujisha.html
・医療機関等における外国人対応に資する夜間・休日ワンストップ窓口事業
＜厚生労働省　2021 年 2 月 22 日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/shinsei_boshu/choutatsujouhou/chotatu/e-gp-nyusatu/newpage_01494.html
---

◇マスク
・前米政権高官、コロナ対策「重大な失敗」　マスク推奨遅れ、死者５０万人迫る
＜時事通信　2021 年 2 月 22 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2021022200166&g=int
---

◇ワクチン、検査薬、治療薬等
・ワクチン接種、84 カ国で 2 億回突破　米中で計 1 億回
＜日経新聞　2021 年 2 月 22 日＞　https://vdata.nikkei.com/newsgraphics/coronavirus-vaccine-status/
・ワクチン 2 回接種者「死亡は非接種より 98.9%減少」イスラエル
＜NHK　2021 年 2 月 21 日＞
https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210221/k10012879641000.html?utm_int=all_side_ranking-social_004
・高齢者ら接種「週内に大枠」　企業にワクチン休暇要請も―河野氏
＜時事通信　2021 年 2 月 21 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2021022100149&g=soc
・国内ワクチン　新たに“副反応疑い”報告
＜日テレ NEWS24　2021 年 2 月 24 日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/c186f4f10bbc80fb0fa1f562a11907f56128f1fa
---

・**ワクチン、「優先」詐欺に警戒　不審電話・メール相次ぐ**
＜共同通信　2021 年 2 月 22 日＞　https://this.kiji.is/736348120925847552?c=39546741839462401
　新型コロナウイルスのワクチンを優先接種できるとかたり、金銭を要求する詐欺電話や不審なメールが相次いでいる。海外では偽ワクチン密売事件も発生。医療従事者らへの先行接種が広がる中、ワクチンを巡る犯罪が国内でも本格化する恐れがあり、警察当局は警戒を強めている。
　「優先接種のために予約金 10 万円を振り込んで」。東京都内では今年 1 月以降、優先接種をかたる詐欺電話 13 件が確認された。警視庁犯罪抑止対策本部によると、80 代の高齢者宅が大半で、保健所職員らを装っていたという。　いずれも不審に感じて被害はなかった。

◇マスコミ報道　見出し

・「再急増のおそれも 対策徹底が必要」都の専門家が緊急提言

＜NHK　2021 年 2 月 23 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210223/k10012881201000.html

****

[3] 国際規制物資の使用等に関する規則の一部を改正する規則（原子力規制委員会規則第１号）

［官報］　令和３年２月 22 日　本紙　第 437 号　２頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210222/20210222h00437/20210222h004370002f.html

○原子力規制委員会規則第１号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）を実施するため、国際規制物資の使用等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和３年２月 22 日　　原子力規制委員会委員長　　更田　豊志

国際規制物資の使用等に関する規則の一部を改正する規則

国際規制物資の使用等に関する規則（昭和三十六年総理府令第五十号）の一部を、別表により改正する。この場合において、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改めるものとする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

改　正　後	改　正　前
（報告の徴収） 第七条　［１～28　略］ 29　国際規制物資を使用している者は、核燃料物質の事故損失（国際約束に基づく保障措置の運用上支障のない軽微なものを除く。）が生じたとき又は法第六十一条の八の二第二項第四号若しくは法第六十八条第十項から第十三項までの規定によりされた封印（紙製のものを除く。）若しくは取り付けられた装置が正当な理由なく取り外され若しくは毀損されていることを発見したときは、その旨を直ちに、その状況、その原因及びそれに対して採った措置を三十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。 ［30～37　略］	（報告の徴収） 第七条　［１～28　同左］ 29　国際規制物資を使用している者は、核燃料物質の事故損失（国際約束に基づく保障措置の適用上支障のない軽微なものを除く。）が生じたときは、遅滞なく、その状況、その原因及びそれに対して採った措置を原子力規制委員会に報告しなければならない。 ［30～37　略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

****

[4] 液化石油ガス保安規則等の一部を改正する省令（経済産業省令第５号）

［官報］　令和３年２月 22 日　号外　第 38 号　4～8 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210222/20210222g00038/20210222g000380004f.html

○経済産業省令第５号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第十四条第一項ただし書の規定に基づき、液化石油ガス保安規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和３年２月 22 日　　経済産業大臣　　梶山　弘志

液化石油ガス保安規則等の一部を改正する省令

（液化石油ガス保安規則の一部改正）

第一条　液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改　正　後	改　正　前
（第一種製造者に係る軽微な変更の工事等） **第十六条**　法第十四条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事は、次に掲げるものとする。 一～六　［略］ 七　認定完成検査実施者であって、高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号。以下「令」という。）第十条ただし書に規定する検査能力の維持向上に係る高度な方法を用い、かつ、当該方法を用いるために必要な経済産業省令で定める技術的能力及び実施体制を有すると経済産業大臣が認める者（以下「特定認定事業者」という。）が自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設において行う工事であって、次に掲げる設備の変更の工事 イ　特定設備の管台（当該特定設備の胴板又は鏡板に直接溶接されていないものに限る。）の取替え（処理設備の処理能力の変更がないものであって、かつ、同等以上の性能を有するものへの取替えに限る。）の工事であって、溶接の方法がすみ肉溶接であり、かつ、溶接に用いられる母材の種類が告示で定める要件を満たすもの（特定設備検査規則第二十九条ただし書に該当する場合に限り、前号に該当するものを除く。） ロ　特定設備の取替え（処理設備の処理能力の変更がないものであって、かつ、同等以上の性能を有するものへの取替えに限る。）の工事（イ及び前号に該当するものを除く。） ハ　特定設備（特定設備検査規則の施行前に製造された設備であって、同令第三条に規定する特定設備に相当するものを含む。）の変更（保安上特段の支障がないものとして認められたものへの変更に限る。）の工事であって、当該設備の処理能力再ひ位置の変更を伴わないもの（イ、ロ及び前号に該当するものを除く。） ニ　高圧ガス設備（配管、バルブ、フランジ継手又は附属機器類（特定設備を除く。）に限る。）の変更の工事であって、当該設備の処理能力の変更を伴わないもの（第一号に該当するものを除く。） 八　認定完成検査実施者、認定保安検査実施者その他高圧ガスの保安に関する自主的な活動を十分に実施していると経済産業大臣が認める者（以下「自主保安高度化事業者」という。）が行う工事であって、次	（第一種製造者に係る軽微な変更の工事等） **第十六条**　法第十四条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事は、次に掲げるものとする。 一～六　［略］ 七　認定完成検査実施者であって、高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号。以下「令」という。）第十条ただし書に規定する検査能力の維持向上に係る高度な方法を用い、かつ、当該方法を用いるために必要な経済産業省令で定める技術的能力及び実施体制を有すると経済産業大臣が認める者（以下「特定認定事業者」という。）が自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設において行う工事であって、次に掲げる設備の取替えの工事 イ　特定設備（設計圧力が三十メガパスカル以上のものを除く。）の管台（当該特定設備の胴板又は鏡板に直接溶接されていないものに限る。）の取替え（処理設備の処理能力の変更がないものであって、かつ、同等以上の性能を有するものに限る。）の工事であって、溶接の方法がすみ肉溶接であり、かつ、溶接に用いられる母材の種類が告示で定める要件を満たすもの（特定設備検査規則第二十九条ただし書に該当する場合に限り、前号に該当するものを除く。） ロ　特定設備（設計圧力が三十メガパスカル以上のものを除く。）の取替え（処理設備の処理能力、性能並びに法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項その他設備に関する事項の変更がないものに限る。）の工事（前号に該当するものを除く。） ［新設］ ［新設］ 八　認定完成検査実施者、認定保安検査実施者その他高圧ガスの保安に関する自主的な活動を十分に実施していると経済産業大臣が認める者（以下「自主保安高度化事業者」という。）が行う工事であって、次

に掲げる設備の変更の工事 イ　高圧ガス設備（特定設備を除く。）の変更（第六条第一項第十九号に規定する製造することが適切であると経済産業大臣が認める者が製造したもの又は保安上特段の支障がないものとして認められたものへの変更に限る。）の工事であって、当該設備の処理能力の変更を伴わないもの（第一号及び前号ニに該当するものを除く。） ロ　高圧ガス設備（特定設備を除く。）の変更（配管、パルプ又はフランジ継手から配管、パルプ又はフランジ継手への変更に限る。）の工事であって、当該設備の処理能力及び位置の変更を伴わないもの（イ、第一号及び前号ニに該当するものを除く。） ハ　ガス設備（特定設備を除く。）の取替え（処理設備の処理能力、性能並びに法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項その他設備に関する事項の変更がないものに限る。）の工事（ロ、第一号、第二号及び前号ニに該当するものを除く。） ２　［略］	に掲げる設備の変更の工事 イ　高圧ガス設備（特定設備を除く。）の変更（第六条第一項第十九号に規定する製造することが適切であると経済産業大臣が認める者が製造したもの又は保安上特段の支障がないものとして認められたものへの変更に限る。）の工事であって、当該設備の処理能力の変更を伴わないもの（第一号に該当するものを除く。） ロ　高圧ガス設備（特定設備を除く。）の変更（配管からパルプ若しくはフランジ継手への変更又はパルプ若しくはフランジ継手から配管への変更に限る。）の工事であって、当該設備の処理能力及び位置の変更を伴わないもの（イ及び第一号に該当するものを除く。） ハ　ガス設備（特定設備を除く。）の取替え（処理設備の処理能力、性能並びに法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項その他設備に関する事項の変更がないものに限る。）の工事（ロ、第一号及び第二号に該当するものを除く。） ２　［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（一般高圧ガス保安規則の一部改正）

第二条　一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改　正　後	改　正　前
（第一種製造者に係る軽微な変更の工事等） **第十五条**　法第十四条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事は、次に掲げるものとする。 一～六　［略］ 七　認定完成検査実施者であって、高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号。以下「令」という。）第十条ただし書に規定する検査能力の維持向上に係る高度な方法を用い、かっ、当該方法を用いるために必要な経済産業省令で定める技術的能力及び実施体制を有すると経済産業大臣が認める者（以下「特定認定事業者」という。）が自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設において行う工事であって、次に掲げる設備の変更の工事 イ　特定設備の管台（当該特定設備の胴板又は鏡板に直接溶接されていないものに限る。）の取替え（処理設備の処理能力の変更がないものであって、かつ、同等以上の性能を有するものへの取替	（第一種製造者に係る軽微な変更の工事等） **第十五条**　法第十四条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事は、次に掲げるものとする。 一～六　［略］ 七　認定完成検査実施者であって、高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号。以下「令」という。）第十条ただし書に規定する検査能力の維持向上に係る高度な方法を用い、かっ、当該方法を用いるために必要な経済産業省令で定める技術的能力及び実施体制を有すると経済産業大臣が認める者（以下「特定認定事業者」という。）が自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設において行う工事であって、次に掲げる設備の変更の工事 イ　特定設備（設計圧力が三十メガパスカル以上のものを除く。）の管台（当該特定設備の胴板又は鏡板に直接溶接されていないものに限る。）の取替え（処理設備の処理能力の変更がないものであっ

えに限る。）の工事であって、溶接の方法がすみ肉溶接であり、かつ、溶接に用いられる母材の種類が告示で定める要件を満たすもの（特定設備検査規則第二十九条ただし書に該当する場合に限り、前号に該当するものを除く。）	て、かつ、同等以上の性能を有するものに限る。）の工事であって、溶接の方法がすみ肉溶接であり、かつ、溶接に用いられる母材の種類が告示で定める要件を満たすもの（特定設備検査規則第二十九条ただし書に該当する場合に限り、前号に該当するものを除く。）
ロ　特定設備の取替え（処理設備の処理能力の変更がないものであって、かつ、同等以上の性能を有するものへの取替えに限る。）の工事（前号に該当するものを除く。）	ロ　特定設備（設計圧力が三十メガパスカル以上のものを除く。）の取替え（処理設備の処理能力、性能並びに法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項その他設備に関する事項の変更がないものに限る。）の工事（前号に該当するものを除く。）
ハ　特定設備（特定設備検査規則の施行前に製造された設備であって、同令第三条に規定する特定設備に相当するものを含む。）の変更（保安上特段の支障がないものとして認められたものへの変更に限る。）の工事であって、当該設備の処理能力再ひ位置の変更を伴わないもの（イ、ロ及び前号に該当するものを除く。）	［新設］
ニ　高圧ガス設備（配管、バルブ、フランジ継手又は附属機器類（特定設備を除く。）に限る。）の変更の工事であって、当該設備の処理能力の変更を伴わないもの（第一号に該当するものを除く。）	［新設］
八　認定完成検査実施者、認定保安検査実施者その他高圧ガスの保安に関する自主的な活動を十分に実施していると経済産業大臣が認める者（以下「自主保安高度化事業者」という。）が行う工事であって、次に掲げる設備の変更の工事	八　認定完成検査実施者、認定保安検査実施者その他高圧ガスの保安に関する自主的な活動を十分に実施していると経済産業大臣が認める者（以下「自主保安高度化事業者」という。）が行う工事であって、次に掲げる設備の変更の工事
イ　高圧ガス設備（特定設備を除く。）の変更（第六条第一項第十三号に規定する製造することが適切であると経済産業大臣が認める者が製造したもの又は保安上特段の支障がないものとして認められたものへの変更に限る。）の工事であって、当該設備の処理能力の変更を伴わないもの（第一号及び前号ニに該当するものを除く。）	イ　高圧ガス設備（特定設備を除く。）の変更（第六条第一項第十三号に規定する製造することが適切であると経済産業大臣が認める者が製造したもの又は保安上特段の支障がないものとして認められたものへの変更に限る。）の工事であって、当該設備の処理能力の変更を伴わないもの（第一号に該当するものを除く。）
ロ　高圧ガス設備（特定設備を除く。）の変更（配管、バルブ又はフランジ継手から配管、バルブ又はフランジ継手への変更に限る。）の工事であって、当該設備の処理能力及び位置の変更を伴わないもの（イ、第一号及び前号二に該当するものを除く。）	ロ　高圧ガス設備（特定設備を除く。）の変更（配管からバルブ若しくはフランジ継手への変更又はバルブ若しくはフランジ継手から配管への変更に限る。）の工事であって、当該設備の処理能力及び位置の変更を伴わないもの（イ及び第一号に該当するものを除く。）
ハ　ガス設備（特定設備を除く。）の取替え（処理設備の処理能力、性能並びに法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項	ハ　ガス設備（特定設備を除く。）の取替え（処理設備の処理能力、性能並びに法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項

その他設備に関する事項の変更がないものに限る。）の工事（ロ、第一号、第二号及び前号ニに該当するものを除く。） ２　［略］	その他設備に関する事項の変更がないものに限る。）の工事（ロ、第一号及び第二号に該当するものを除く。） ２　［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（コンビナート等保安規則の一部改正）

第三条　コンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改　正　後	改　正　前
（特定製造者に係る軽微な変更の工事等） **第十四条**　法第十四条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事は、次に掲げるものとする。 一～六　［略］ 七　認定完成検査実施者であつて、高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号。以下「令」という。）第十条ただし書に規定する検査能力の維持向上に係る高度な方法を用い、かつ、当該方法を用いるために必要な経済産業省令で定める技術的能力及び実施体制を有すると経済産業大臣が認める者（以下「特定認定事業者」という。）が自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設において行う工事であつて、次に掲げる設備の変更の工事 イ　特定設備の管台（当該特定設備の胴板又は鏡板に直接溶接されていないものに限る。）の取替え（処理設備の処理能力の変更がないものであつて、かつ、同等以上の性能を有するものへの取替えに限る。）の工事であつて、溶接の方法がすみ肉溶接であり、かつ、溶接に用いられる母材の種類が告示で定める要件を満たすもの（特定設備検査規則第二十九条ただし書に該当する場合に限り、前号に該当するものを除く。） ロ　特定設備の取替え（処理設備の処理能力、変更がないものであって、かつ同等以上の性能を有する者への取替えに限る。）の工事（前号イ及び前号に該当するものを除く。） ハ　特定設備（特定設備検査規則の施行前に製造された設備であつて、同令第三条に規定する特定設備に相当するものを含む。）の変更（保安上特段の支障がないものとして認められたものへの変更に限る。）の工事であつて、当該設備の処理能力及び位置の変更を伴わないもの（イ、ロ及び前号に該	（特定製造者に係る軽微な変更の工事等） **第十四条**　法第十四条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事は、次に掲げるものとする。 一～六　［略］ 七　認定完成検査実施者であつて、高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号。以下「令」という。）第十条ただし書に規定する検査能力の維持向上に係る高度な方法を用い、かつ、当該方法を用いるために必要な経済産業省令で定める技術的能力及び実施体制を有すると経済産業大臣が認める者（以下「特定認定事業者」という。）が自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設において行う工事であつて、次に掲げる設備の取替えの工事 イ　特定設備（設計圧力が三十メガパスカル以上のものを除く。）の管台（当該特定設備の胴板又は鏡板に直接溶接されていないものに限る。）の取替え（処理設備の処理能力の変更がないものであつて、かつ、同等以上の性能を有するものへの取替えに限る。）の工事であつて、溶接の方法がすみ肉溶接であり、かつ、溶接に用いられる母材の種類が告示で定める要件を満たすもの（特定設備検査規則第二十九条ただし書に該当する場合に限り、前号に該当するものを除く。） ロ　特定設備（設計圧力が三十メガパスカル以上のものを除く。）の取替え（処理設備の処理能力、性能並びに法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項その他設備に関する事項の変更がないものに限る。）の工事（前号に該当するものを除く。） ［新設］

当するものを除く。） ニ　高圧ガス設備（配管、バルブ、フランジ継手又は附属機器類（特定設備を除く。）に限る。）の変更の工事であつて、当該設備の処理能力の変更を伴わないもの（第一号に該当するものを除く。）	［新設］
八　認定完成検査実施者、認定保安検査実施者その他高圧ガスの保安に関する自主的な活動を十分に実施していると経済産業大臣が認める者（以下「自主保安高度化事業者」という。）が行う工事であつて、次に掲げる設備の変更の工事 イ　高圧ガス設備（特定設備を除く。）の変更（第五条第一項第十九号に規定する製造することが適切であると経済産業大臣が認める者が製造したもの又は保安上特段の支障がないものとして認められたものへの変更に限る。）の工事であつて、当該設備の処理能力の変更を伴わないもの（第一号及び前号ニに該当するものを除く。） ロ　高圧ガス設備（特定設備を除く。）の変更（配管、バルブ又はフランジ継手から配管、バルブ又はフランジ継手への変更に限る。）の工事であつて、当該設備の処理能力及び位置の変更を伴わないもの（イ、第一号及び前号ニに該当するものを除く。） ハ　ガス設備（特定設備を除く。）の取替え（処理設備の処理能力、性能並びに法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項その他設備に関する事項の変更がないものに限る。）の工事（ロ、第一号、第二号及び前号ニに該当するもの除く。）	八　認定完成検査実施者、認定保安検査実施者その他高圧ガスの保安に関する自主的な活動を十分に実施していると経済産業大臣が認める者（以下「自主保安高度化事業者」という。）が行う工事であつて、次に掲げる設備の変更の工事 イ　高圧ガス設備（特定設備を除く。）の変更（第五条第一項第十九号に規定する製造することが適切であると経済産業大臣が認める者が製造したもの又は保安上特段の支障がないものとして認められたものへの変更に限る。）の工事であつて、当該設備の処理能力の変更を伴わないもの（第一号に該当するものを除く。） ロ　高圧ガス設備（特定設備を除く。）の変更(配管からバルブ若しくはフラジ継手への変更又はバルブ若しくはフランジ継手から配管への変更に限る。）の工事であつて、当該設備の処理能力及び位置の変更を伴わないもの（イ及び第一号に該当するものを除く。） ハ　ガス設備（特定設備を除く。）の取替え（処理設備の処理能力、性能並びに法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項その他設備に関する事項の変更がないものに限る。）の工事（ロ、第一号及び第二号前に該当するもの除く。）
備考　表中の[　]の記載は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

****

[6] ***食品安全衛生関係***

◇酒類の保存のため物品を混和することができる酒類の品目等を定める等の件の一部を改正する件（国税庁告示第４号）

［官報］　令和３年２月22日　本紙　第437号　３頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210222/20210222h00437/20210222h004370003f.html

○国税庁告示第４号

酒税法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第二十六号）第十三条第八項第三号の規定に基づき、酒類の保存のため物品を混和することができる酒類の品目等を定める等の件（平成九年国税庁告示第五号）の一部を次のように改正し、令和三年二月二十二日から適用する。

令和３年２月22日　　国税庁長官　　可部　哲生

次の表により、改正前欄に掲げる規定をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定に改める

改　正　後	改　正　前

酒類の品目	混和することができる物品名
全酒類	［略］
みりん	［略］
ビール又は発泡酒	［略］
果実酒及び甘味果実酒	ベクチナーゼ、ヘミセルラーゼ、β－グルカナーゼ、カゼイン、カゼインナトリウム、カオリン、パーライト、ばれいしょたんぱく質、酵母たんぱく質抽出物、キチングルカン、ビニルイミダゾールービニルピロリドン共重合体、Ｌ－アスコルビン酸、Ｌ－アスコルビン酸ナトリウム、二酸化硫黄、アルゴン、ＤＬ－酒石酸水素カリウム、Ｌ－酒石酸水素カリウム、アラビアガム、クエン酸、カルボキシメチルセルロースナトリウム、メタ酒石酸、ＤＬ－酒石酸カリウム、微結晶セルロース、酵母自己消化物、酵母細胞壁、不活性酵母、ソルビン酸、ソルビン酸カリウム、リゾチーム、二炭酸ジメチルスはＬ－酒石酸カリウム

（注）［１～４　略］

５　キチングルカン、ビニルイミダゾールービニルピロリドン共重合体、メタ酒石酸、ＤＬ－酒石酸カリウム、微結晶セルロース、酵母自己消化物、酵母細胞壁、不活性酵母又はＬ－酒石酸カリウムを混和することができる果実酒及び甘味果実酒は、ぶどうを主原料としたものに限る。

酒類の品目	混和することができる物品名
全酒類	［略］
みりん	［略］
ビール又は発泡酒	［略］
果実酒及び甘味果実酒	ベクチナーゼ、ヘミセルラーゼ、β－グルカナーゼ、カゼイン、カゼインナトリウム、カオリン、パーライト、ばれいしょたんぱく質、酵母たんぱく質抽出物、キチングルカン、ビニルイミダゾールービニルピロリドン共重合体、Ｌ－アスコルビン酸、Ｌ－アスコルビン酸ナトリウム、二酸化硫黄、アルゴン、ＤＬ－酒石酸水素カリウム、Ｌ－酒石酸水素カリウム、アラビアガム、クエン酸、カルボキシメチルセルロースナトリウム、メタ酒石酸、ＤＬ－酒石酸カリウムソルビン酸、ソルビン酸カリウム、リゾチーム、二炭酸ジメチルスはＬ－酒石酸カリウム

（注）［１～４　略］

５　キチングルカン、ビニルイミダゾールービニルピロリドン共重合体、メタ酒石酸、ＤＬ－酒石酸カリウム又はＬ－酒石酸カリウムを混和することができる果実酒及び甘味果実酒は、ぶどうを主原料としたものに限る。

備考　表中の傍線部分は改正部であり、［　］の記載は注記である。

****

［7］ ***温暖化対策関係***

◇脱炭素、目標達成度で支援優遇　経産省、2 兆円基金の運用

＜共同通信　2021 年 2 月 22 日＞　https://www.47news.jp/5879372.html

経済産業省は 22 日、2050 年の脱炭素社会実現に向けて企業の技術開発を支援する 2 兆円基金に関し、事業目標の達成度に応じた委託費の優遇などを柱とする基本方針の骨子案を明らかにした。有識者会議の初会合で提示した。3 月にも基本方針を正式に決定し、4 月以降に順次、事業の公募や契約を行う予定だ。

菅義偉首相が昨年 12 月、基金の創設を表明。10 年間継続し、企業を支援する考えを示した。創設費用は 20 年度第 3 次補正予算に計上された。

骨子案では支援対象の事業について、従来の研究開発事業の平均規模となる 200 億円以上を目安とした。

◇エアコン大の「どこでも CO2 回収装置」　九州大が挑む

＜日経新聞　2021 年 2 月 22 日＞　https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGH312P30R30C21A1000000/

2050 年に二酸化炭素（CO2）排出を実質ゼロにするには大気中から CO2 を分離・回収するネガティブ・エミッション（負の排出）技術が不可欠だ。九州大学カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所の藤川茂紀准教授らはエアコンくらいの大きさで場所を選ばずに導入できる「ユビキタス CO2 回収」という新発想の技術を提唱している。

****

[8] ***環境安全関係***

◇川が汚れてから住民気づく…太陽光発電巡りトラブル続発、条例で規制も

＜読売新聞　2021 年 2 月 21 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/national/20210221-OYT1T50059/

再生可能エネルギーの代表格である太陽光発電を巡り、全国で少なくとも１３８の自治体が、施設の設置を規制する条例を定めていたことがわかった。東日本大震災後、導入拡大が図られた一方で、景観の問題などから各地で住民の反発が相次ぎ、対応を迫られた自治体が、「防衛策」として独自ルールを定めた背景が浮かぶ。

■突然濁った川

「うちの市では、『太陽光はお断り』と受け止められても仕方がない」

岩手県遠野市の担当者は言う。同市は、既存の条例を改正し、昨年６月、全国的にも厳しい「１万平方メートル以上の太陽光発電事業は許可しない」という新ルールを設けた。背景には深刻な環境問題がある。

市内を流れる一級河川・猿ヶ石川で赤茶色の濁りが確認されたのは２０１９年４月。濁水は、山奥の小さな川から流れ込んでいた。その小川のそばでは１８年４月、約９０万平方メートルの広大な敷地で太陽光発電の建設工事が始まった。雑木林を伐採した造成地で土がむき出しになり、雨が降ると泥水が川に流れ込んでいた。

「太陽光計画は全く知らなかった。川が汚れてから住民が気づくなんて、こんなばかな話はない」。猿ヶ石川近くの柏木平地区自治会長・多田裕さん（６９）は憤る。濁水は流域の水田に流入したほか、川の生態系にも影響を与えた。ヤマメの養殖が一時停止し、アユの養殖量は減ったという。

多田さんら住民側は、施工会社のＮＥＣネッツエスアイ（東京）に抗議。同社は謝罪していったん工事を中断し、泥水を受け止める調整池などの対策を講じた。だが、濁水は止まらず、同社は今年９月中に対策を完了させると約束する一方で、約１０万枚の太陽光パネルの設置を進め、発電は始まった。同社は「濁水を発生させたことは誠に申し訳なく、引き続き対策を講じる」としている。定めた背景が浮かぶ。

****

[9] ***その他省庁発表***

◇工場の稼働状況に応じてエネルギー効率の最適化を実現する国際標準の開発が始まります

＜経済産業省　2021 年 2 月 22 日＞　https://www.meti.go.jp/press/2020/02/20210222003/20210222003.html?from=mj

工場・プラント施設のエネルギーマネジメントシステム(FEMS)[1]に関する国際標準の開発を日本が国際電気標準会議(IEC)へ提案し、この度、その国際標準化に向けた議論が開始されることになりました。

将来、生産プロセスとエネルギー（熱、電気）/ユーティリティ（冷温水、圧縮空気等）の供給とを連携することで、工場・プラント内で最適なエネルギー管理が行われることが可能となるだけでなく、その周辺の地域レベルでのエネルギーの最適化も促進されることが期待されます。

◇IP アドレスに縛られない新しい通信識別技術と既存のインターネットが共存するための国際規格が発行されました

＜経済産業省　2021 年 2 月 22 日＞　https://www.meti.go.jp/press/2020/02/20210222002/20210222002.html?from=mj

・欲しいデータ／コンテンツを取得する際に「場所（IP アドレス)」を指定して取りに行くのではなく、データ／コンテンツの「名前」を指定して取りに行く新しいネットワーク技術と、既存のインターネットが共存するための国際規格が発行されました。

・この国際規格により、Society5.0 を支える重要な基盤要素である IoT におけるデータ通信が効率化され、様々な産業分野でデジタル化が促進されることが期待されます。

◇日本産業規格（経済産業省）

［官報］　令和 3 年 2 月 22 日　号外　第 38 号　34～35 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210222/20210222g00038/20210222g000380034f.html

○日本産業規格

令和３年２月 22 日に下記の日本産業規格を制定、改正及び廃止したので、産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 19 条の規定に基づき公示する。

令和 3 年 2 月 22 日　　経済産業大臣　　梶山　弘志

記

制定された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

―関係分のみ抽出―

ラッカー系下地塗料	K5535
一般用さび止めペイント	K5621
アミノアルキド樹脂塗料	K5651
鋼構造物用耐候性塗料	K5659
つや有合成樹脂エマルジョンペイント	K5660
合成樹脂エマルジョンペイント及びシーラー	K5663
アクリル樹脂系非水分散形塗料	K5670
鉛・クロムフリーさび止めペイント	K5674
家庭用屋内壁塗料	K5960
建物用床塗料	K5970
4ーアミノアンチピリン（試薬）	K8048
りん酸二水素カリウム（オキシダント測定用）（試薬）	K8118
ジブチルジスルフィド（放射線励起法硫黄分析用）（試薬）	K8119
塩酸（試薬）	K8180
くえん酸水素二アンモニウム（試薬）	K8284
グリシン（試薬）	K8291
酢酸（試薬）	K8355
チモールフタレイン（試薬）	K864
りん酸水素二カリウム（試薬）	K9017
りん酸水素二ナトリウム・12 水（試薬）	K9019
りん酸水素二ナトリウム（試薬）	K9020

・日本産業規格（JIS）を制定・改正しました（2021 年 2 月分）

＜経済産業省　2021 年 2 月 22 日＞　https://www.meti.go.jp/press/2020/02/20210222005/20210222005.html

①建築窓ガラス用フィルムの再帰性日射反射性能の測定方法に関する JIS 制定

②工作機械が消費するエネルギーの測定方法に関する JIS 制定

③定置用フロー電池エネルギー貯蔵システムに関する JIS 制定

****

[10] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・令和２年度第２回エコチル調査企画評価委員会の開催について　　３月３日、WEB 会議

＜環境省　2021 年 2 月 22 日＞　https://www.env.go.jp/press/109197.html

（１）エコチル調査の実施状況について

（２）令和２年度年次評価について

（３）令和３年度年次評価について

（４）その他

・令和３年３月の中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害判定小委員会及び同小委員会審査分科会の開催について

３月４、12、18、23、26 日、非公開、Web 会議

＜環境省　2021 年 2 月 22 日＞　https://www.env.go.jp/press/109185.html

議題：医学的判定に係る調査審議（中皮腫・肺がん・石綿肺・びまん性胸膜肥厚）

・中央環境審議会水環境・土壌農薬部会環境基準健康項目専門委員会(第 19 回)について　　２月 26 日、WEB 会議

＜環境省　2021 年 2 月 22 日＞　https://www.env.go.jp/press/109141.html

（1） 水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の見直しに係る第６次報告案について
（2）ペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）について
（3） その他
・食品に関するリスクコミュニケーション「共に考える　食品中の放射性物質」を開催します
３月１日、オンライン
＜厚生労働省　2021 年 2 月 22 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=g3txaymdvi4YhJ8RY
＜消費者庁　2021 年 2 月 22 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/022589/
＜農林水産省　2021 年 2 月 22 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/seisaku/210222_23.html
（1）基調講演　　「放射線の基礎知識と食品中の放射性物質」
（2）行政担当による情報提供　　「食品中の放射性物質の対策と現状」
（3）意見交換（パネルディスカッション）
・中央環境審議会地球環境部会カーボンプライシングの活用に関する小委員会（第 13 回）の開催について
３月２日、WEB 方式
＜環境省　2021 年 2 月 22 日＞　https://www.env.go.jp/press/109179.html
（1）炭素税について
（2）クレジット取引について
（3）その他
・2020 年度　中央環境審議会地球環境部会低炭素社会実行計画フォローアップ専門委員会（第１回、第２回、第３回）の開催について　　＜第１回＞３月１日　　＜第２回＞３月１日　　＜第３回＞３月２日、オンライン
＜環境省　2021 年 2 月 22 日＞　https://www.env.go.jp/press/109151.html
＜第１回＞
（1）2019 年度における政府実行計画の実施状況について
（2）その他
＜第２回＞
（1）環境省所管業種等の低炭素社会実行計画フォローアップ
（新聞業、産業廃棄物処理業における地球温暖化対策の取組）
（2）その他
＜第３回＞
（1）環境省所管業種等の低炭素社会実行計画フォローアップ
（ペット小売業における地球温暖化対策の取組）
（2）その他
・TCFD シンポジウムの開催について　　３月 12 日、オンライン
＜環境省　2021 年 2 月 22 日＞　https://www.env.go.jp/press/109150.html
TCFD：The FSB Task Force on Climate-related Financial Disclosures
気候関連財務情報開示タスクフォース
･気候関連のリスクと機会について情報開示を行う企業を支援すること
･低炭素社会へのスムーズな移行によって金融市場の安定化を図ること
世界における TCFD の最新動向と日本の状況
『TCFD を活用した経営戦略立案のススメ～気候関連リスク・機会を織り込むシナリオ分析実践ガイド～　ver3.0』の解説シナリオ分析実践に関する議論（事業部とのコミュニケーション・開示について）
・統合的気候モデル高度化研究プログラム 令和２年度成果報告会開催のお知らせ　　３月９日、オンライン
＜文部科学省　2021 年 2 月 22 日＞　https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/31/09/1421497_00002.htm
・第２回 世界全体でのカーボンニュートラル実現のための経済的手法等のあり方に関する研究会
３月１日、オンライン
＜経済産業省　2021 年 2 月 22 日＞https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/37885
国境調整措置、成長に資するカーボンプライシング

・産業構造審議会に新たに「グリーンイノベーションプロジェクト部会」を設置し、第１回部会を開催します
　　２月 22 日、オンライン
＜経済産業省　2021 年２月 19 日＞　https://www.meti.go.jp/press/2020/02/20210219002/20210219002.html?from=mj
2050 年カーボンニュートラル目標に向けて、令和２年度第３次補正予算において２兆円の「グリーンイノベーション基金」を国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）に造成し、具体的な目標年限とターゲットへのコミットメントを示す企業の野心的な研究開発を今後 10 年間支援していくこととしています。
この度設置する「グリーンイノベーションプロジェクト部会」では、基金事業全体を管理・運営するための基本方針を議論する予定です。
さらに、研究開発のプロジェクト全体の進捗状況を確認し、基金を効率的・効果的に活用してまいります。
・グリーンイノベーションプロジェクト部会の設置について
・「グリーンイノベーション基金事業の基本方針（骨子）」（案）について
・オンラインセミナー「「環境経営」の変化と企業に求められる対応」の開催について　　３月５日、オンライン
＜環境省　2021 年２月 22 日＞　https://www.env.go.jp/press/109206.html
・学校法人のガバナンスに関する有識者会議（第 10 回）の開催について　　２月 24 日、オンライン
＜文部科学省　2021 年２月 22 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/afzlacwQg4fpuzbG
1. 議論の取りまとめ案について
2. その他

[開催記録、報告、資料等]
・令和２年度職場における化学物質管理に関するリスクコミュニケーション（意見交換会）（第１回）議事録
　　１月 25 日
＜厚生労働省　2021 年２月 22 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16890.html
1　基調講演
　(1)「職場における化学物質等の管理のあり方～未来編～」
　(2)「我が国における化学物質管理の現状と課題について」
2　意見交換会
****

[11] ***その他***

◇インフルエンザ、感染症関係

・令和２年度「子ども予防接種週間」の実施について
＜厚生労働省　2021 年２月 23 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000193336_00005.html
　　「子ども予防接種週間」　：３月１～７日

・宮城県における高病原性鳥インフルエンザ発生（野鳥国内 49 例目）に伴う野鳥緊急調査の結果について
＜環境省　2021 年２月 22 日＞　https://www.env.go.jp/press/109221.html
・茨城県における高病原性鳥インフルエンザ発生（野鳥国内 47 例目）に伴う野鳥緊急調査の結果について
＜環境省　2021 年２月 22 日＞　https://www.env.go.jp/press/109220.html

◇その他

・工学系学部、進む脱「縦割り」　千葉大など、６～１０学科→１学科に再編
＜朝日新聞　2021 年２月 23 日＞　https://www.asahi.com/articles/DA3S14809453.html
　大学の工学系の学部で、専門分野ごとに細かく分かれていた学科の数を減らし、「大括（おおぐく）り化」する動きが広がっている。工学全般の基礎をしっかり学ぶ分野横断的な教育を行い、多様な視点を持った人材を育てる狙いがある。学部と大学院修士（博士前期）課程の「６年一貫教育」制度を新設した大学でも、視野の広い…
****

[付録]

◇「初回無料」のネット通販、解約しない限り高額請求の被害続出…刑事罰導入へ

＜読売新聞　2021 年 2 月 22 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/national/20210221-OYT1T50165/

インターネットで「初回無料」や「お試し」などと宣伝し、実際には高額の定期購入契約を結ばせる悪質な通信販売の被害が相次いでいることを受け、消費者庁が、特定商取引法を改正し、違反事業者に懲役刑の刑事罰を導入する方向で最終調整していることが分かった。近く与党の了承を得て、今国会に同法改正案を提出する方針。罰則の強化により、詐欺的商法の抑止や被害防止を目指す。

近年被害が急増している通信販売は、健康食品などの商品を初回は無料や格安で提供するよう紹介しながら、１回限りのつもりで申し込んだ消費者に対し、複数回の購入契約を結ばせる手口だ。解約しない限り毎月商品が届き、２回目以降は高額な代金を請求されてしまう。

サイトに定期購入であることや解約方法の記載がなかったり、画面の隅に小さく記載されたりしていて、消費者が気づかずに申し込むケースが多発しており、同庁は「詐欺的な商法だ」と警戒を強めていた。

********** 以上 **********